

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公開番号】特開2010-125084(P2010-125084A)

【公開日】平成22年6月10日(2010.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2010-023

【出願番号】特願2008-303272(P2008-303272)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域に打ち込まれた遊技球を受け入れ可能な受入口と、

前記受入口への遊技球の受け入れに基づいて、少なくとも当落判定用乱数および図柄変動用乱数を取得する乱数取得手段と、

予め定められた始動条件が成立したときに、前記乱数取得手段により取得された当落判定用乱数に基づいて大当たりの当落にかかる判定処理を行う大当たり判定手段と、

前記大当たり判定手段による判定処理にて前記大当たりに当選したと判定されたことに基づいて、遊技者に有利な大当たり遊技を実行する大当たり遊技実行手段と、を備え、

前記始動条件の成立に基づいて所定の表示画面にて図柄の変動表示が開始されるとともに、該開始された図柄の変動表示が停止して特別な図柄組み合わせが表示されたときに、前記大当たり判定手段による判定処理にて大当たりに当選した旨が遊技者に示唆される遊技機であって、

前記図柄の変動表示が停止したときに前記所定の表示画面に前記特別な図柄組み合わせが表示される信頼度が異なるように設定された複数の変動表示パターンを記憶する変動パターン記憶手段と、

前記大当たり判定手段による判定処理にて前記大当たりに落選したと判定されたときに、前記乱数取得手段により取得された図柄変動用乱数に基づいて、前記変動パターン記憶手段にて記憶されている複数の変動表示パターンのうち、いずれの変動表示パターンにて前記図柄の変動表示を行うか否かを判断する変動パターン判断手段と、

前記所定の表示画面に前記特別な図柄組み合わせが表示される信頼度が高い前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示を行うと前記変動パターン判断手段により判断された場合に限って、前記大当たりに落選したにもかかわらず該特別変動パターンにて前記図柄の変動表示を行う落選時変動制御手段と、

前記大当たり判定手段による判定処理にて前記大当たりに当選したと判定されたときに、前記乱数取得手段により取得された図柄変動用乱数に基づいて、前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示を行う当選時変動制御手段と、

前記受入口への遊技球の受け入れに基づいて取得された少なくとも前記当落判定用乱数および前記図柄変動用乱数のうちの前記当落判定用乱数の乱数値が、前記大当たりの当選

および落選のうちのいずれを示す値であるかにかかわらず、

前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示が行われるか否かについての先行判断処理を、前記始動条件の成立に先だって、前記図柄変動用乱数に基づいて行う先行仮処理手段と、

前記先行仮処理手段による先行判断処理において前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示が行われると判断されたときに、前記始動条件の成立に先立って、遊技の進行に先行した期待演出を行う先行演出実行手段と、を備え、

前記先行処理手段は、

前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示を行うと前記変動パターン判断手段により判断される複数の特別変動値のうちの一部の特別変動値のみが記憶されている仮判定用の変動パターン記憶手段を有するとともに、

前記受入口への遊技球の受け入れに基づいて取得された前記当落判定用乱数および前記図柄変動用乱数のうち、前記当落判定用乱数に応じた前記大当たり判定手段による判定処理が未だ行われていない状態において、前記図柄変動用乱数の乱数値が、前記仮判定用の変動パターン記憶手段により記憶されている前記特別変動値であるか否かを判断する

ことによって、前記特別変動パターンにて前記図柄の変動表示が行われるか否かについての前記先行判断処理を行うものである

ことを特徴とする遊技機。

**【請求項 2】**

所定の演出画像が表示される演出表示手段をさらに備える

請求項 1 に記載の遊技機。

**【請求項 3】**

前記演出表示手段は液晶表示器である

請求項 2 に記載の遊技機。